

「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2年度）」に伴うQ&A（20200727）

（1）「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2年度）」（以下、「週休2日ステップアップ工事(R2)」という。）について

Q1-1) なぜ建設業を週休2日としなければならないのですか。

A1-1) 建設業と他産業では、「年間総実労働時間」が336時間（月平均28時間）多く、「年間出勤日数」は、29日（月平均2.4日）多い状況で、約5割の建設業で、4週4休以下で就業している状況です。今後、日本全体の生産年齢人口が減少する中、建設業の担い手は、概ね10年後に団塊世代の大量離職が見込まれる状況であり、いわゆる3K（汚い・キツイ・危険）であるが故、若年入職者も少なく、その持続可能性が危ぶまれている状況です。

さらに昨今、建設業は、今後想定される大規模災害やインフラの維持・管理を担う重要な産業であると再認識されており、本市の安全・安心な暮らしを守るために欠くことのできない重要な産業であることから、建設業が魅力ある産業として生まれ変わり、今後も安定した社会基盤の守り手として成長し続けるため、働き方改革の一環として、週休2日の取組みを推進しています。

Q1-2) 発注段階で、「週休2日ステップアップ工事(R2)」の適用除外となる場合は、どのような場合ですか。

A1-2) 「週休2日ステップアップ工事(R2)」の適用除外とできる場合は、下記のとおりです。

- ①対象期間（現場着手日から現場完了日）が1か月未満の工事
- ②単価請負契約工事など、緊急対応が求められる工事
- ③工事所管課（所・室）の判断で適用除外とする工事

なお、告示段階で週休2日ステップアップ工事に関する特記仕様書の対象としていない工事について、契約後に適用することはできません。

また、ステップアップ工事では、工場製作期間は対象外日（作業日・閉所日としてカウントしない期間）となります。そのため、対象期間が工場製作期間を除いて1か月に満たない場合は、週休2日ステップアップ工事（R2）の適用除外となります。

Q1-3) 契約締結後、「週休2日ステップアップ工事(R2)」の適用除外とできる場合は、どのような場合ですか。

A1-3) 契約締結後、適用除外とできる場合は下記のとおりです。

- ①『休日取得予定通知書（様式2）』の提出時点で、休日形態を「未指定」とした場合
- ②現場着手後、受注者より、『適用除外報告書（様式6）』が提出された場合

などは、発注時点で対象工事としていても、適用除外とすることができます。なお、その場合は、それ以降の「週休2日ステップアップ工事(R2)」に係る書類の提出を省略することができます。

Q1-4) 契約締結後、休日取得予定報告書の提出段階で、4週8休相当とするため工期延期を請求したいのですが、工期延期は認められますか。

A1-4) 本市発注工事は、施工に必要な実日数のほか、準備期間や不稼働日（土日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇、降雨(雪)日）、後片付け期間を考慮した工期設定を行っています。

よって、週休2日を導入することや4週8休を確保することは工期延期の理由とはならず、認められません。

Q1-5) 週休2日(4週8休)を確保して施工した結果、当初の工期内に完了しそうもありませんが、工期延期はしてもらえますか。

A1-5) 本市発注工事は、休日(土・日・祝祭日)を不稼働日として工期算定を行っております。よって、週休2日(4週8休)を確保したことによる工期延期の理由とはならず、認められません。

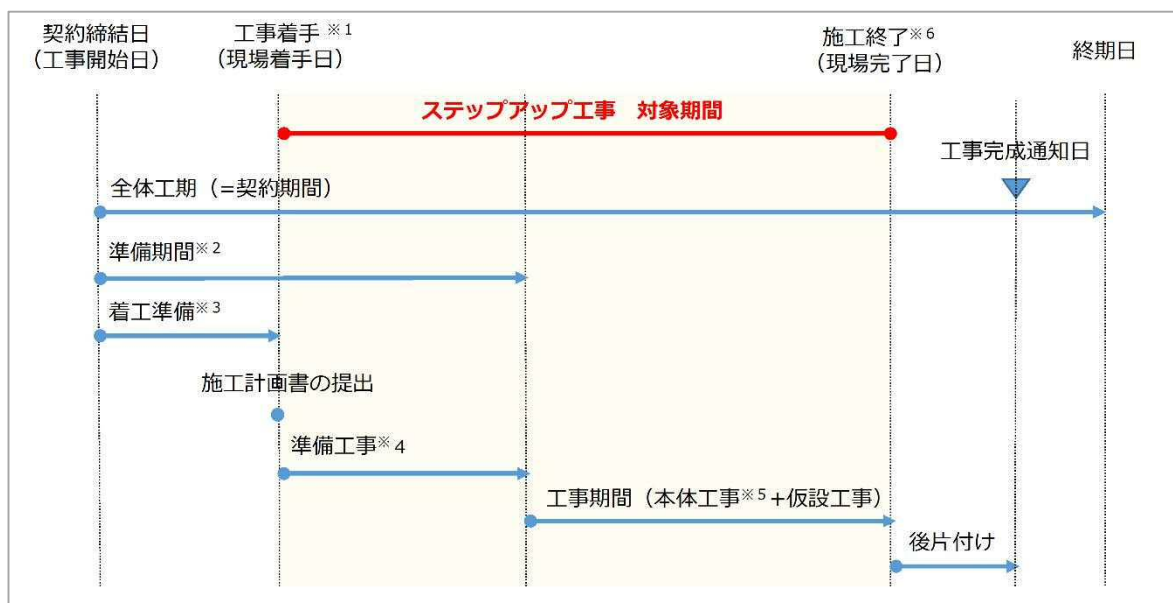
ただし、実施要領3(5)工期の変更に記載のとおり、工期の変更理由が受注者の責によらない場合は、工期の変更を行うことができますので、適切に対応してください。

Q1-6) 「週休2日ステップアップ工事(R2)」における用語の定義を教えてください。

A1-6) 用語の定義及びイメージ図は下記のとおりです。

	用語	定義
※1	工事着手 (現場着手日)	工事開始日以降、実際の工事のための準備工事又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手する日。 (共通仕様書 1-1-1-8『工事等の着手』に、契約日から30日以内に着手することと規定)
※2	準備期間	準備に要する期間。(土木工事標準積算基準書 1-13-⑥『工期の算定』に規定)
※3	着工準備	契約締結日(工事開始日)から工事着手の間の期間。
※4	準備工事	本体工事の前に実施する、現場事務所等の設置または測量等の作業に要する期間
※5	本体工事	本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。
※6	施工終了 (現場完了日)	後片付けや清掃を除いた作業が完了した日。

【工期設定のイメージ図】



Q1-7) 計画的に週休2日に取り組んでいましたが、工事の最終週が7日に満たず、週休予定日前に現場が完了してしまうため、最終週を入れて現場閉所率を算出すると4週8休が達成できません。その場合は、4週7休相当になってしまうのでしょうか。

A1-7) 現場施工着手日から28日ごとに計画及び実績を確認することとしておりますが、28日ごとから外れる最終期間は7日ごとに確認してください。また、7日に満たない最終週は対象期間から除いて確認してください。なお、7日に満たない最終週を対象として確認した結果、当初の計画の休日形態を達成できる場合にはこの限りではありません。

Q1-8) 工事の最終週が7日に満たない場合は、計画書の記載は不要でしょうか。

A1-8) 28日ごとから外れる場合、また、7日に満たない最終週についても計画、実績及び報告書は提出してください。

(2) 休日の取得の仕方について

Q2-1) 休日確保は、土日でないといけないのでしょうか。

A2-1) 建設業の週休2日制の導入にあたり、他産業と同様に、土日を休日とすることが理想です。しかしながら、やむを得ず土・日曜日に取得することが難しい場合には、振替休日を確保し、前後の週内で休日を確保してください。ただ、どうしても同一の週内及び前後の週内での休日が確保できない場合は、月毎を目途に、休日を確保してください。

Q2-2) 降雨、降雪等により、予定外に休日を取得することとなった場合は、休日の取得実績として考えてよいのでしょうか。

A2-2) 休日の取得実績として問題ありません。その場合、『休日取得計画書(様式3)』の修正は必要とせず、『休日取得実施書(様式4)』で、休暇として取り扱ってください。

Q2-3) 休日取得予定日に自然災害等で予定外の作業が発生した場合は、振替休日を取得する必要があるのでしょうか。

A2-3) 原則、前後4週で振替休日を取得してください。しかしながら、暴風、豪雨、洪水、地震、火災、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない場合などは、約款20条に規定された一時中止にあたります。その場合、一時中止期間中は、「休日取得実績書」等の提出は不要となります。

Q2-4) 契約締結時に4週8休としていたとして、4週6休・7休に変更した場合、手続きは必要ですか。

A2-4) 書面等による手続きは必要ありません。最終的には、現場完了後に提出する休日取得実績報告書により、ステップアップ工事対象期間の休日取得状況を確認します。ただし、監督員も工

事管理の一環として、休日の取得計画を把握することが望ましいので、受注者が計画書等を提出するタイミングなどで、双方が情報共有できるよう努めてください。

Q2-5) 工事後半等にまとめて休日を取得し、週休2日(休日取得率)を確保してもよいですか。

A2-5) 試行工事は、建設業が週休2日制に移行するきっかけとなることを目的として試行していますので、毎週週休2日を確保していただくことが望ましいと考えます。

そのため、工事期間中は、できる限り休日取得の平準化に努め、目標とする休日形態を取得できるよう、努めてください。

なお、計画時点で休日とした場合であって、作業日とした場合は、前後4週以内で振替休日を取得してください。

Q2-6) 夏季休暇や正月休暇などの考え方について教えてください。

A2-6) 夏季休暇(5日間)や正月休暇などの期間は、ステップアップ工事の対象期間外として取り扱ってください。また、ゴールデンウィークなど、発注者等と協議の上、工事を休止する場合は、その期間も同様の取扱いとしてください。

Q2-7) 仮復旧期間など現場で作業を行わない期間も、休日取得としてよいですか。

A2-7) 仮復旧期間や試掘後に本体工事に着手するまでに期間など、一時的に工事を休止する期間が発生する場合は、基本的には、ステップアップ工事の対象期間外として取り扱ってください。その際は、監督職員等と協議・調整のうえ、休日取得計画書等には、『その他対象外期間』として報告してください。

Q2-8) 契約締結時に4週6休としていましたが、工事完成時に確認した結果、4週7休/4週8休を達成していました。この場合、4週7休/4週8休として認められるのでしょうか。

A2-8) 試行工事は、建設業が週休2日制に移行するきっかけとなることを目的としていますので、できる限り休日取得の平準化に努め、毎週週休2日を確保していただくことが望ましいと考えております。そのため、目標達成ができなくてもペナルティはありません。しかしながら、計画的に週休2日に取り組むことを目的としているため、結果的に達成できたとしても評価することはできません。また、未指定を選択した場合についても同様となります。

(3) 対象期間を通じ4週6休以上の休日を確保できた場合のインセンティブについて

Q3-1) 4週6休以上の休日を確保できた場合のインセンティブはどのような内容ですか。

A3-1) 対象期間を通じ休日を確保できた場合には、休日取得状況に応じて、間接工事費(労務費地、機械経費(賃料)、共通仮設費率及び現場管理費率)において、割増計上することができます。なお、これらの補正にあたっては、契約変更により対応します。

また、4週8休相当を確保できた場合に限り、工事成績評定における加点の対象とすることができます。

Q3-2) 工事成績評定点への加点に関する手続きはありますか。

A3-2) 工事の完成書類として、「さいたま市工事成績評定要領第5条関係(様式第3号)「工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況」を受注者が作成・提出します。その添付書類として、『休日取得計画書(様式3)』及び『休日取得実施書(様式4)』、『休日取得実績報告書(様式5)』を合わせて提出します。

それを踏まえ、総括監督員は、工事成績評定の社会性等により加点を行います。

(4) その他

Q4-1) 休日取得状況に応じ、積上げ仮設の費用は割増計上してほしいのですが。

A4-1) 4週6休以上の休日を確保したとしても、積算上の日当り施工量や供用日数は通常の工事と変わりません。よって、土日を休んだとしても積上げ仮設の賃料の割増等は発生しないと考えられるため、割増計上は認められません。一方で、休日を確保したことによる影響や増加費用等を把握するため、工事完了後に発注者・受注者双方にアンケート調査を実施しますので、工事期間中、休日確保による影響で計上した費用があれば、その際に記載してください。

Q4-2) 週休2日ステップアップ工事(R2)の実施証明書を発行してほしいのですが。

A4-2) 工事所管課は、完成検査が終了した後、受注者からの請求があれば、『さいたま市週休2日ステップアップ試行工事実施証明書(様式7)』を、発行することができます。

Q4-3) 公告時に週休2日ステップアップ工事(R2)の特記仕様書が添付されておりましたが、契約後に対象としてもらえますか。

A4-3) 週休2日ステップアップ工事(R2)は、すべての土木工事及び水道工事を対象としていますが、対象期間が1カ月未満の工事や緊急対応が求められる工事などは、対象外としています。

そのため、契約後に週休2日ステップアップ工事(R2)の対象とすることや経費の補正をすることはできません。